

## 度重なる米軍人・軍属による道路交通法違反等に対する意見書

平成 31 年 4 月から令和元年 5 月までの短期間で、米軍人・軍属による酒気帯び運転、交通死亡事故、銃砲刀剣類所持等取締法違反が相次いで 9 件発生した。

特に、酒気帯び運転は重大な不法行為であるとともに一步間違えば歩行者等を巻き込む重大な事故につながるものであり、市民・県民の平穏な生活を脅かすものとして、断じて容認できるものではない。

これまで、事件事故が発生するたびに、綱紀粛正や教育の徹底等、再三再四抗議し、強く求めたにもかかわらず状況が変わらないのは遺憾である。

特に軍人だけでなく軍属による事件事故も頻発していることについては、すべての軍人軍属に対して日本の法令への理解が足りないのではないかと感じざるを得ない。

よって沖縄市議会は、市民の人権、生命、財産を守る立場から、度重なる米軍人・軍属による道路交通法違反等に対して厳重に抗議するとともに、今後二度とこのような事件事故が起こらないよう下記の事項について強く要求する。

### 記

1. 実効性のある、再発防止策を講じ、沖縄市議会に対し報告するよう求めること。
2. 遺族及び被害者への謝罪と補償を速やかに行うよう求めること。
3. 日米地位協定の抜本的な見直しを行うこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和元年 7 月 8 日

沖 縄 市 議 会

宛 先

内閣総理大臣

外務大臣

防衛大臣

沖縄及び北方対策担当大臣

外務省沖縄担当大使

沖縄防衛局長